

○本庄市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成25年7月1日

規則第24号

改正 平成28年3月31日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年本庄市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第4条の規定による情報提供は、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(空き家等に関する調査)

第3条 市長は、条例第5条第2項の規定により職員に空き家等に立ち入らせ調査を実施するときは、あらかじめ所有者等に対して空き家等の適正管理に関する立入調査実施通知書（様式第1号）により通知するものとする。この場合において、所有者等が判明しないときは、調査を実施しようとする日の7日前までにその旨を公示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により難しい場合は、関係機関と協議し、対応するものとする。

3 条例第5条第3項に規定する証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

4 条例第5条第5項に規定する通知は、空き家等の適正管理に関する調査結果通知書（様式第3号）により行うものとする。

(応急措置に係る費用の徴収)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定による応急措置に係る費用を徴収するときは、空き家等の適正管理に関する応急措置費用請求書（様式第4号）により請求するものとする。

(指導及び勧告)

第5条 条例第7条第1項の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する改善指導書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する措置勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（代行措置）

第6条 所有者等は、条例第8条第1項の規定により代行措置の依頼を申し出るときは、空き家等の適正管理に関する代行措置依頼申出書（様式第7号）により申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受理したときは、空き家等の適正管理に関する代行措置依頼申出受理書（様式第8号）により代行措置の提案を添えて通知するものとする。

3 所有者等は、前項の規定による代行措置の提案に同意したときは、空き家等の適正管理に関する代行措置の同意書（様式第9号）を提出するものとする。

（命令）

第7条 条例第10条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する措置命令書（様式第10号）により行うものとする。

（公表の方法）

第8条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1） 掲示場（本庄市公告式条例（平成18年本庄市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）への掲示

（2） 市のホームページへの掲載

（3） その他市長が必要と認める方法

（意見陳述機会の付与）

第9条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等の適正管理に関する公表に係る意見陳述機会の付与通知書（様式第11号）により、所有者等に通知するものとする。

2 所有者等は、前項の規定による通知を受けて意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に係る意見書（様式第12号）により意見を述べなければならない。

（その他）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 42 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する立入調査実施通知書

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第5条第2項の規定により、空き家等の立入調査の実施について下記のとおり通知します。

記

- 1 立入調査の対象となる空き家等の所有者等の氏名及び住所
- 2 立入調査の対象となる空き家等の所在地及び種別
- 3 立入調査の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
- 4 立入調査の趣旨及び内容

様式第 2 号（第 3 条関係）

（表）

第 号	6 センチ メー トル
身 分 証 明 書	
所属 氏名 生年月日	
上記の者は、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 5 条第 3 項の規定により空き家等に関する調査等を行う者であることを証明する。 年 月 日交付 本庄市長 印	
9 センチメートル	

（裏）

本庄市空き家等の適正管理に関する条例（抜粋） （空き家等に関する調査） 第 5 条 市長は、第 3 条の規定による管理が行われていないと認める空き家等があるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、職員に当該空き家等に関する調査をさせるものとする。 2 市長は、前項の調査を行う場合に必要があると認めるときは、職員に当該空き家等に立入調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。 3 前 2 項の規定による調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 4 第 1 項及び第 2 項の規定による調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 5 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定による調査等により、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、所有者等に対しその旨を通知するものとし、空き家等の所有者等が判明しないときは、その旨を公示するものとする。 ※（注意） 1 この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この身分証明書は、交付の日から 1 年間有効とする。 3 この身分証明書は、有効期間が経過したとき又は不要となったときは、速やかに返還しなければならない。	6 センチ メー トル
9 センチメートル	

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する調査結果通知書

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 5 条第 5 項の規定により、空き家等の調査等を実施した結果について下記のとおり通知します。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 調査等の結果

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する応急措置費用請求書

あなたの所有（管理）する下記の空き家等について、 年 月 日に危険な状態を解消するため、必要最低限の応急措置を行いました。

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり応急措置にかかった費用を請求します。

記

1 応急措置を行った空き家等の所在地及び種別

2 請求金額 金 _____ 円

3 請求内訳書 別紙のとおり

4 応急措置を行った経緯及び事由

5 支払期限 年 月 日

6 支払方法

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する改善指導書

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 3 条の規定により、空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理しなければならないと定められています。

あなたが所有（管理）する下記の空き家等につきましては、管理不全な状態にありますので、速やかに措置を講じるよう本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定により指導します。

なお、空き家等の所有（管理）の状況等について相違がある場合、変更が生じている場合、又は既に措置を済まされている場合は、御容赦願いますとともに、下記担当まで御一報くださるようお願いします。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 指導の内容

担当：本庄市（担当部署の連絡先を記入）

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する措置勧告書

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態のため、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、あなたの所有（管理）する下記の空き家等について、必要な措置を講じるよう勧告します。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 勧告の内容

様式第 7 号（第 6 条関係）

空き家等の適正管理に関する代行措置依頼申出書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申出者

住所

氏名



電話番号

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、市による代行措置の依頼を下記のとおり申し出ます。

記

- 1 空き家等の所在地及び種別
- 2 代行措置とする理由

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する代行措置依頼申出受理書

年 月 日付けで申出のあった代行措置の依頼については、申出書を受理しましたので本庄市空き家等の適正管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により通知します。

空き家等の管理不全な状態を解消するための手法等を下記のとおり提案しますので、提案に賛同いただける場合は、同意書の提出をお願いします。

なお、同意書の提出の後に代行措置に着手します。

記

- 1 空き家等の所在地及び種別
- 2 代行措置の手法等

様式第9号（第6条関係）

空き家等の適正管理に関する代行措置の同意書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申出者

住所

氏名



電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった空き家等の適正管理に関する代行措置の手法等の提案について下記のとおり同意します。

なお、契約等については私が行うこととし、代行措置に係る費用についても私の負担とします。

記

1 空き家等の所在地及び種別

2 同意した提案の手法等

様式第 10 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する措置命令書

あなたの所有（管理）する下記の空き家等について、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 10 条の規定により、 年 月 日までに必要な措置を講じるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）、命令の対象である空き家等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 命令の理由
- 4 命令の内容

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

様式第 11 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



空き家等の適正管理に関する公表に係る意見陳述機会の付与通知書

本庄市では、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、管理不全な状態と認める空き家等の所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）、命令の対象である空き家等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することを予定しています。

つきましては、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、空き家等の適正管理に関する公表に係る意見書に意見を記載し、提出してください。

記

- 1 件名
- 2 予定される公表の内容
- 3 公表の根拠となる条例の条項
- 4 公表の原因となる事実
- 5 公表に係る意見書の提出先及び提出期限
提出先

提出期限

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

空き家等の適正管理に関する公表に係る意見書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住所

（所在地）

氏名



（名称及び代表者氏名）

電話番号

本庄市空き家等の適正管理に関する条例第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 件名
- 2 公表の原因の事実についての意見
- 3 その他当該事案の内容についての意見
- 4 証拠書類等の提出の有無 有 ・ 無

注：1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 証拠書類等を提出する場合は、これらを添付すること。